

## 議案第 2 2 号

山陽小野田市公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について  
山陽小野田市公平委員会設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 9 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市公平委員会設置条例を廃止する条例  
山陽小野田市公平委員会設置条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 8 号）  
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（山陽小野田市情報公開条例の一部改正）
- 2 山陽小野田市情報公開条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 8 号）の一部  
を次のように改正する。  
第 2 条第 1 号中「、公平委員会」を削る。  
（山陽小野田市個人情報保護条例の一部改正）
- 3 山陽小野田市個人情報保護条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 号）の  
一部を次のように改正する。  
第 2 条第 3 号中「、公平委員会」を削る。  
（山陽小野田市職員団体の登録に関する条例の一部改正）
- 4 山陽小野田市職員団体の登録に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例  
第 1 9 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条中「公平委員会」を「山口県市町公平委員会（以下「公平委員会」  
という。）」に改める。  
（山陽小野田市実費弁償条例の一部改正）
- 5 山陽小野田市実費弁償条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 4 6 号）の一

部を次のように改正する。

第1条中「、公平委員会」を削る。

(山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

6 山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第4条中「山陽小野田市公平委員会」を「山口県市町公平委員会」に改める。

議案第 2 2 号参考資料

山陽小野田市情報公開条例新旧対照表（附則第 2 項関係）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) (略)</p>

山陽小野田市個人情報保護条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(4)～(11) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(4)～(11) (略)</p>

山陽小野田市職員団体の登録に関する条例新旧対照表（附則第4項関係）

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第2条 職員団体が<u>山口県市町公平委員会</u>（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した正副2通の申請書にそれぞれ規約を添付して提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第2条 職員団体が<u>公平委員会</u>に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した正副2通の申請書にそれぞれ規約を添付して提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p>

山陽小野田市実費弁償条例新旧対照表（附則第5項関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市議会、市議会の常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会又は固定資産評価審査委員会が、法律、政令等の規定に基づき、関係人、参考人又は証人の出頭又は参加を求めた場合には、それら出頭又は参加をした者に対し、この条例の定めるところにより実費弁償として旅費を支給する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市議会、市議会の常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会、選挙管理委員会、監査委員、<u>公平委員会</u>、農業委員会又は固定資産評価審査委員会が、法律、政令等の規定に基づき、関係人、参考人又は証人の出頭又は参加を求めた場合には、それら出頭又は参加をした者に対し、この条例の定めるところにより実費弁償として旅費を支給する。</p>

山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（附則第6項関係）

改正後	改正前
<p>（公平委員会の報告）</p> <p>第4条 <u>山口県市町公平委員会</u>（以下「公平委員会」という。）は、毎年12月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p>	<p>（公平委員会の報告）</p> <p>第4条 <u>山陽小野田市公平委員会</u>（以下「公平委員会」という。）は、毎年12月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p>